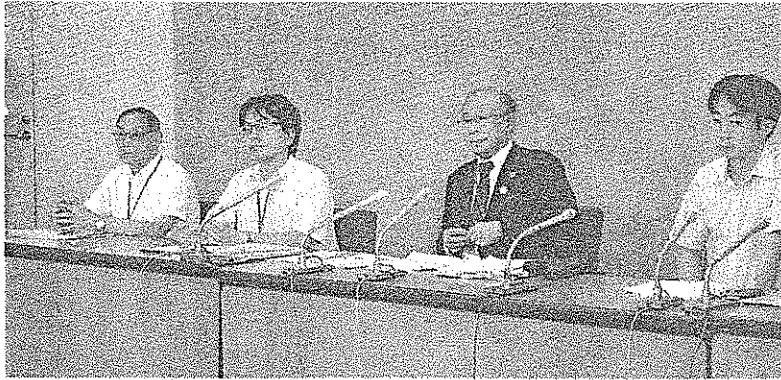


来月から生活保護基準引き下げ

審査請求して

NOの意思を



生活保護基準引き下げに対し審査請求することを呼びかける宇都宮健児弁護士(右から2人目)ら＝26日、厚生労働省

安倍政権が8月から3年かけて生活保護の生活扶助基準を最大10%引き下げる問題で、貧困問題に取り組む人たちでつくる「生活保護基準引き下げにNO! 全国争訟ネットワーク」は反対する運動を広げようと26日、厚生労働省内で会見を開きました。全国の生活保護利用者に対し、行政への不服申し立てである審査請求を呼びかけました。

全国争訟ネットワークが呼びかけ

1万人規模で

同ネットワークの小久保哲郎弁護士は「前代未聞の基準引き下げに見合うような運動にしたい」として、1万人規模の審査請求をめざすことを表明しました。全国生活と健康を守る

会連合会の安形義弘会長は、各地で行われている取り組みを紹介。「低年金で生活が苦しい人たちなどと、憲法25条が保障する人間らしい暮らしとは何かについて対話し、運動を大きく広げたい」と表明しました。

反貧困ネットワークの両宮処凛副代表は、保護基準引き下げが最低賃金や就学援助などに影響するとして、「利用者だけでなく国民全体の問題だ」と訴えました。

自立生活サポートセンター・もやいの稲葉剛代

表理事は、安倍政権が社会保障全体の抑制に向かっているのと同じと指摘。「その最初のターゲットが生活保護。ここで歯止めをかけた」と強調しました。

反貧困ネットワーク埼玉でも活動するほつとフランスの藤田孝典代表理事は、安倍政権が先の通常国会で廃案となった生活保護制度改悪関連2法案を再提出しようとしていることについて、「保護申請をできなくなる人が増えるのではないかと懸念を表明しました。」

反貧困ネットワーク代表の宇都宮健児弁護士は「生活保護法は憲法25条を具体化したもの。安倍政権は改憲をねらっているが、生活保護改悪の動きは、改憲の前に25条を空洞化するものだ」と述べました。